

総会議事録

令和4年2月

令和4年2月10日(木)開催

宮津市農業委員会

宮津市農業委員会定例総会議事録

会期 令和4年2月10日(木)
開会 午前9時35分、閉会 午前10時5分
場所 宮津市中央公民館 大会議室

農業委員

出席 今中 瞳美、宇野 由美子、和久田 二三代、宮崎 健治、
宮崎 正之、山田 正明、松本 聰、吉田 雅典、吉田 進
小山 有美恵、細井 康、石田 弘司

12名

欠席 久保添 公哉、関野 揭司

2名

農地利用最適化推進委員

出席 酒井 義浩、細見 秀史、宮前 善有、糸井 久和、和田 隆
瀬戸 享明、溝口 喜順、垣根 敏孝、荻野 雅章

9名

欠席 平野 信也

1名

事務局 事務局長 小西 正樹、主任 内藤 進介

議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名
- 日程第2 議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
- 日程第3 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について
- 日程第4 議案第7号 非農地証明交付申請の承認について

[今中委員] おはようございます。

ただ今から、令和4年2月定例総会を開会いたします。

本日は、関野会長が体調不良のため御欠席される旨の連絡を受けております。

委員の皆様には、御迷惑をおかけしますがよろしくお願ひいたしますとのことで
した。つきましては本日の議事の進行につきましては宮津市農業委員会規程第3
条の規定によりまして、会長に代わりまして私が進めさせていただきます。

さて、本日の日程ですが、総会終了の後の推進会議につきましては講師をお迎

えしての研修会が予定されております。新型コロナの感染防止にも注意して、なるべく長時間にならない様に、本日もスムーズに議事が進められますよう皆さまの御協力をお願いいたします。

それでは、本日の議事に入ります。本日の出席者は 24 名中 21 名です。欠席は久保添委員、関野会長、平野委員の 3 名です。よって総会は成立いたします。

それでは、日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。吉田進委員、小山委員にお願いいたします。

次に、日程第 2、議案第 5 号「農地法第 3 条の規定による許可申請に係る許可について」を議題とします。事務局より、提案説明をお願いします。

〔内藤主任〕 失礼いたします。お手元の資料の 3 頁を御覧ください。議案第 5 号になります。「農地法第 3 条の規定による許可申請に係る許可について」下記の申請人より、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請があつたことについて議決を求める 2 件ございます。

1 番です。農地の所在は大字由良※※番、登記地目は田、面積は※※m²です。譲渡人は※※にお住まいの※※様、譲受人は※※にお住まいの※※様です。譲渡人の申請事由につきましては遠隔地で生活しており当該農地を管理できないためです。譲受人の申請事由につきましては農業経営を拡大するためです。

2 番です。農地の所在は大字須津※※番、登記地目は田、面積は※※m²です。譲渡人は※※にお住まいの※※様、譲受人は※※にお住まいの※※様です。譲渡人の申請事由につきましては高齢により農業経営を縮小するためです。譲受人の申請事由につきましては農業経営を拡大するためです。

具体的な場所につきましては 4 頁に地図を添付しております。上が 1 番の由良の案件となっております。地図は上側が由良港地区になります。国道 178 号線沿いの、由良川にかかる鉄橋付近です。鉄橋から石浦方面への一団の農地の一部となっております。次に下の 2 番、須津の案件になります。須津バイパスの宮津トンネルを須津側に出た先で、村中へ入る市道との交差点付近となっております。資料により御確認ください。

次の 5 頁をお願いします。現地の写真を添付しております。上が 1 番の由良の写真となっております。写真に写っております 1 枚で、3 反ほどの田ですが、この 1 枚が 3 筆に別れておりまして、その内の枠に囲まれた部分が今回申請の農地となっております。枠の以外の農地が 2 筆に別れておりますが、その内の 1 筆が、申請農地のすぐ隣になりますが、譲受人の※※様所有の農地となっており、もう 1 筆はまた別の方名義となっております。譲渡人の※※様の方から農地を整理していくかたいと、※※様へ相談があつたようで、今回の申請となっております。次に下の 2 番です。須津の写真になります。枠に囲まれた部分になります。以前か

ら譲受人の※※様が管理に関わっておられるところで、みかん、ビワなどが植樹されております。取得後も引き続き果樹園として営農される計画のことでした。

次の6頁、裏面の7頁に許可申請に係る調査書を添付しております。始めに6頁になります。調査書の最初にあります第2項第1号です、所有する農地を適正に管理できるかという点につきまして、譲受人の、農作業の従事状況等から、申請農地を含めた全ての農地を効率的に利用できるものと見込まれました。

第2項第5号の下限面積30aにつきましては、譲受人の経営農地は※※aで基準を超えております。その下の第2項第7号の地域の調和につきましては、1月27日、由良地区担当の山田委員、平野推進委員に、お世話になり現地確認を実施しております。地域の周辺農地との調和につきましては、譲受人は同じ田の一部の所有者であることもあります、以前から申請農地の管理についておられ、今後も継続した営農を計画されていることから周辺農地に特段影響を及ぼすことはないものと考えられました。

次に裏面の7頁になります。調査書の最初にあります第2項第1号です。所有する農地を適正に管理できるかという点につきまして、譲受人の農作業の従事状況等から、申請農地を含めた全ての農地を効率的に利用できるものと見込まれました。第2項第5号の下限面積30aにつきましては、譲受人の経営農地は※※aですが取得予定の農地※※aを含めますと※※aとなり基準を超えることとなっております。その下の第2項第7号の地域の調和につきましては、1月28日、須津地区担当の松本委員、糸井推進委員に、お世話になり現地確認を実施しております。地域の周辺農地との調和につきましては、譲受人は以前から申請農地の管理についておられ、今後も継続した営農を計画されていることから、周辺農地に特段影響を及ぼすことはないものと考えられました。

議案第5号に係る説明は以上となります。御審議を賜りますようよろしくお願ひいたします。以上です。

[今中委員] ただ今の事務局の説明に関連して、地区担当委員から補足説明をお願いします。1番は山田委員、2番は松本委員から報告をお願いします。

[山田進委員] 1番の農地ですが、先月1月27日に平野推進員と事務局4名で現地確認を行いましたので報告いたします。添付しております写真のとおり適正に管理されておりますので、特段問題はないものと思いますので許可して良いと判断いたします。以上です。

[松本委員] 2番の案件について報告いたします。去る1月28日、糸井推進委員

及び事務局で現地確認を行いました。事務局の説明にもありましたが、こちらの畠は以前から譲受人の※※さんが管理に関わっておられ今回正式に名義変更の手続きをされたいとのことでした。今後も引き続き果樹園として耕作されるところで、取得後も適正に申請の農地を管理していただけるものと見込まれました。

よってこの申請につきましては許可して問題ないものと判断いたしました。

〔今中委員〕 ありがとうございます。これより議案第5号について質疑に入ります。
御意見、御質問のある方は挙手願います。

(意見なし)

〔今中委員〕 特にないようですので、異議なしと認め議案第5号については許可してよろしいでしょうか。

(委員の賛成)

〔今中委員〕 それでは、議案第5号については許可といたします。日程3、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について」を議題とします。
事務局より提案説明をお願いします。

〔内藤主任〕 お手元の資料の8頁を御覧ください。議案第6号になります。

「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について」下記の申請人より、農地法第5条第1項の規定による許可申請があつたことについて意見を求めます。1件ございます。農地の所在は大字日置※※番、登記簿地目は田、面積は※※m²になります。譲渡人※※にお住いの※※様、譲受人は※※にお住いの※※様です。転用目的は露天駐車場の整備用地ということです。

具体的な場所につきましては9頁に地図を添付しております。位置的には国道から、日置学校側へ府道を入り日置上集落のかかりになります。地図の下に現地写真を添付しております。写真のとおり現在はびわ、みかんの植樹などがあります。譲受人は、申請地に隣接する住宅を、別荘として購入されることとなりました。この住宅は地図上では申請地のすぐ下、写真では、上側の写真の電柱の奥に写っておりますが、駐車スペースがないことから、隣接するこの申請農地を駐車場として利用したいとのことでした。住宅側の約半分程度の面積に砂利を敷かれる計画となっております。

次の10頁に申請に係る意見書を添付しております。左上になりますが農地の区分ですが申請地は都市計画区域に指定されており第1種住宅区域に該当して

いることから第3種農地となつております。従いまして、転用可能な農地となつております。下の検討事項、意見等の覧ですが、2番の資力及び信用につきましては、金融機関発行の取引証明により、預金の保有額等を確認しております。また工事計画等に係る項目につきましても、提出資料等により確認を行っております。9番の周辺の農地等への影響につきましては、1月31日に地区担当の吉田進委員、瀬戸推進委員に立会いをお世話になり現地確認を実施しております。

議案第6号に係る説明は以上となります。御審議を賜りますようよろしくお願ひいたします。以上です。

[今中委員] ただ今の事務局の説明に関連して、吉田進委員に補足説明をお願いします。

[吉田進委員] ただ今事務局から説明がありましたとおり、先日瀬戸委員と事務局の4名で現地を視察してきました。駐車場にしたいという理由も分かりますし、府道と市道に挟まれておりまして、特段農業には影響を与える様な土地ではないと考えております。よって許可で問題ないと判断いたします。以上です。

[今中委員] ありがとうございました。これより議案第6号について質疑に入ります。御意見、御質問のある方は挙手をお願いします。

(意見なし)

[今中委員] ないようでしたら異議なしと認め、議案第6号につきましては許可相当の意見を付し京都府へ進達してよろしいでしょうか。

(委員の賛成)

[今中委員] それでは議案6号については許可相当の意見を付し京都府へ進達します。次に日程4、議案第7号「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。事務局より提案説明をお願いします。

[内藤主任] お手元の資料の11頁をお願いします。議案第7号になります。

「非農地証明交付申請の承認について」下記の申請人より、非農地証明交付申請があつたことについて議決を求めます。2件ございます。

1番です。土地の所在につきましては大字宮村※※番、登記地目は田、面積は※※m²となっております。土地の所有者は※※にお住いの※※様です。非農地の

事由につきましては平成 14 年頃から耕作していないということです。その隣の備考欄ですが始末書の提出があります。後ほど御説明いたします。2番です。土地の所在につきましては大字文珠※※番、登記地目は畠、面積は※※m²です。所有者は※※にお住いの※※様です。非農地の事由につきましては昭和 6 年頃から耕作していないということです。

具体的な場所につきまして、12 頁に地図を添付しております。上から 1 番が宮村の案件となっております。上宮津が地図の下側になりますが、中央の 9 号線沿いの入垣水道、大山産業の市役所寄りで、住宅の間となっております。次に下が 2 番の文珠の案件となっております。府道から天橋立駅の裏手に入る市道沿い、吉野神社付近となっております。

次の 13 頁に現地写真を添付しております。上が 1 番の宮村になります。住宅の間の空き地の部分が今回の申請農地となっております。左側の屋根のある資材置き場と、右の白い車が停まっております駐車スペースも申請地に含まれており、既に農地以外の用途に使用されております。この件につきましては、次の 14 頁のとおり始末書の提出を受けております。元々この土地については、13 頁の写真になりますが、左の住宅の敷地と 2 筆あわせて※※番という枝番※※の、1 筆の農地がありました。この農地が平成 13 年に宅地へ転用する目的で 5 条申請の許可を受けることとなりました。その後、平成 16 年に住宅が完成したのですが、完了報告の前にこの土地を現在の 2 筆に分筆してしまったため、枝番※※と※※に分かれる訳ですが、完了報告をした際に枝番※※で転用許可をとっているため、枝番※※のみが地目変更の対象となり、分筆により新たに発生したこの枝番 7 については、地目変更から漏れてしまう結果となり、現在に至っております。転用許可も受けていることから悪質な違法転用ではないと考えております。つきましては、この件の取扱いについて京都府に指示を仰ぎ始末書を添付した上で非農地として申請を行うこととしております。

次に 13 頁の下の 2 番、文珠の写真をお願いします。枠に囲まれた部分、市道から少し奥まった所となっております。この土地につきましては、昭和 6 年に住宅を建てる目的で貸借されており、その頃から住宅が建築されたこともあり農地として耕作されていないそうです。その後、平成 20 年になってこの住宅が取り壊され現在の更地になった訳ですが、その後も放置され耕作はされていないとのことでした。現況につきましては、今は積雪で倒れていますが、ススキ、背高泡立ち草など雑草が一面を覆っていました。

議案第 7 号に係る説明は以上となります。御審議を賜りますようよろしくお願ひいたします。以上です。

[今中委員] ただ今の事務局の説明に関連して、地区担当委員から補足説明をお願

いします。1番は和久田委員、2番は松本委員からよろしくお願ひします。

[和久田委員] 1番の宮村の案件ですけれども、先月27日に酒井推進委員と事務局の4名で現地確認を行いました。先程事務局が説明しましたとおり非農地と判断することは仕方のことだと思います。以上です。

[松本委員] こちらにつきましても1月28日、糸井推進委員及び事務局で2番の文珠の案件について現地確認を行いました。事務局から説明がありましたが、この農地は昭和6年から耕作されておらず、ここに住宅が建った訳ですが、その住宅が平成20年に取り壊された後も10年以上放置され耕作を行っておりません。現在の状況につきましては13頁の下の写真にありますとおり、ススキが群生しており、ここを農地として使用することは大変困難であると思いました。
以上のことから、この土地を非農地と判断いたしました。

[今中委員] ありがとうございます。それでは、これより議案第7号について質疑に入ります。御意見、御質問のある方は挙手をお願いします。

(意見なし)

[今中委員] 異議なしと認め、議案第7号については、承認してよろしいでしょうか。

(委員の賛成)

[今中委員] それでは議案第7号については承認いたします。以上で議事日程は全て終了いたしました。議案書の最後の頁に先の役員会で行われました専決報告の一覧を添付しております。御質問がございましたら会議終了後に事務局までお願ひいたします。

宮津市農業委員会會議規則(平成8年農委規則第1号)第16条第2項の規定により
署名する。

会長 関野掲司

委員 吉田准

委員 小山有美恵

記録者 小西正樹

